

2008年2月22日

千葉大学長
古在豊樹 殿

千葉大学ユニオン
委員長 木下 勇
[公印省略]

団体交渉の申し入れ

日頃より非常勤職員が常勤職員と均等処遇されるようご尽力いただいておりますことにあらためて感謝の意を表します。

さて、先般提示されました非常勤職員再雇用制度導入案では、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（改正高年齢者雇用安定法）」第9条の趣旨に則り、期限の定めのない非常勤職員すべてを再雇用対象者とされたことは高く評価します。しかし、期限の定めのある非常勤職員についてはすべて対象外となっており、平成17年4月1日以降に採用され、採用後3年以内に60才（定年年齢）に達し、やめなければならない9名の方々の中には経済的理由や新たな仕事探しに対する不安などから、引き続いて契約の更新（再雇用）を強く希望する方々がいることを確認しています。

本改正法の趣旨は、常勤職員の年金支給開始年齢までの就労機会の確保をはかるものでありますが、年金支給開始年齢には、常勤職員と非常勤職員の違いによる区別はありません。そこで、当ユニオンは、役員会が再雇用対象者の範囲を再考し、下記のとおりとするよう要求します。

以上

記

【ユニオンが要求する再雇用対象者の範囲】

期限の定めのあるなしにかかわらず、すべての非常勤職員で常勤職員の定年年齢（60才）を超えた後引き続き契約の更新を希望する者を再雇用対象者とする。